

アセアン諸国における部分意匠及び 機能的意匠の考察

関 川 裕*
山 口 現**

抄 録 アセアン諸国では、いわゆる「部分意匠」や「機能的意匠」の定義及び登録の可否が法文上明確でなく、安定的な運用がなされていない国が多い。近年、アセアン諸国で事業活動を行う日本企業が増えてきており、模倣品対策として意匠権をアセアン諸国で取得する戦略を取っている企業も多くなっているが、法令の規定が不明確であり、実務的な運用も定まっていないアセアン諸国では、意匠出願の範囲を確定することが簡単ではなく、登録が認められたとしても権利行使の段階においてその効力が否定されるおそれもある。このような中、マレーシアにおいて部分意匠と機能的意匠に関する重要な判決が出されたため、本稿では同判決の内容を考察するとともに、アセアン諸国における部分意匠及び機能的意匠の制度を概説、比較する。

目 次

- はじめに
- 部分意匠
 - マレーシアにおける判例の考察
 - 日本における部分意匠制度
 - 他のアセアン諸国における部分意匠制度
- 機能的意匠
 - マレーシアにおける判例の考察
 - 日本における機能的意匠制度
 - 他のアセアン諸国における機能的意匠制度
- おわりに

1. はじめに

周知のとおり、既に多くの日本企業がアセアン諸国で事業活動を行っている。従来、アセアン諸国は安価なビジネスコストを理由に、日本や欧米諸国で開発された製品の生産拠点となることが多かった。そのため、アセアン諸国で生産された製品はアセアン諸国内では販売されず、その多くが国外に輸出されており、アセアン諸国内での知的財産権の権利化は必ずしも重

要ではなかった。しかしながら、近年ではアセアン諸国における国内所得が拡大し、技術も向上してきたことから、生産拠点としてだけでなく、開発拠点及び消費市場としての注目も高まっている。このような背景のもと、アセアン諸国内で新たな技術や製品が開発され、国内で流通することも多くなってきており、これに伴い模倣品被害も拡大していることから、アセアン諸国での知的財産権の権利化が重要な課題となっている。アセアン諸国では、知的財産権の権利化に時間を要する国が多く、特に特許権の権利化には相当の時間を要する¹⁾。また、アセアン諸国では、特許権の対象となるような高度な技術が模倣されることはそれほど多くなく、製品の外観のみを模倣する模倣品が多く流通している。そのため、比較的短期間で権利化することができ、製品の外観を保護することのでき

* TMI総合法律事務所シンガポールオフィス
弁護士 Yutaka SEKIKAWA

** TMI総合法律事務所 弁理士 Gen YAMAGUCHI

る意匠権を模倣品対策として積極的に活用する戦略を取る企業も多く、アセアン諸国における意匠権の重要性が増してきている。

この点、アセアン諸国においても、通常在意匠権に関しては法令上明確に規定されており、登録・審査制度もある程度整っていることから、通常在意匠権の権利化、権利行使については大きな支障はないものと理解している。しかしながら、物品の一部分に係る形状等の特徴を保護する部分意匠や物品の機能に関連する形状等から成る機能的意匠の権利化や権利執行の可否については、法令上不明確であり、実務的な運用も不安定な国が多いのが現状である。このような中、マレーシアにおいて部分意匠及び機能的意匠に関する重要な判決が出されたため、本稿では同判決の内容を考察するとともに、マレーシア、シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピン及びベトナムにおける部分意匠及び機能的意匠の制度を概説、比較する。

2. 部分意匠

「部分意匠」とは、ある物品の部分に関する意匠を意味し、わが国では平成10年の意匠法改正によって部分意匠制度が導入された。従来、意匠の対象となる意匠法2条の「物品」とは、独立した製品として流通するもののみを意味していたため、独立した製品として取引の対象とされず、流通をしない物品の部分に関する意匠は保護の対象とされていなかった。そのため、ある物品の一部分（ドアの取手やペンのグリップ部分等）に特徴的なデザインがあり、当該デザインが模倣された場合であっても、全体としてのデザインが類似していない場合には、意匠権の効力が及ばない状況であった。そこで、わが国では、意匠法2条の「物品」に「物品の部分」が含まれることを明らかにし、物品の部分に係る形状等について独創性が高く特徴ある創作をした場合には、当該創作を部分意匠として

保護することとした²⁾。

このような背景で導入された部分意匠は、製品の中核となるデザインを保護することができ、権利の保護範囲を拡大することとなるため、模倣品対策として非常に有益な手段となっている。部分意匠制度は、わが国以外でも、米国、欧州共同体、英国、韓国等の先進国において導入されている。

2. 1 マレーシアにおける判例の考察

(1) 事案の概要

原告と被告は共同で自動車及び自動車部品の開発を行っていたところ、被告が単独で図1のボンネット、フロントバンパー、リアバンパー、フロントグリル等の自動車パーツに関する意匠（以下、本項において「本件意匠」という）をマレーシア知的財産公社 (Intellectual Property Corporation of Malaysia) に登録した。原告と被告は本件意匠の帰属等について交渉を行ったが、本件意匠の登録の可否について両者の合意に至らなかったため、原告は本件意匠がマレーシア意匠法 (Malaysia Industrial Designs Act 1996 (Act 552)) 3条に定める「意匠」に該当せず、本件意匠の登録が無効であることの確認を求めてクアラルンプール高等裁判所に訴訟を提起した³⁾。



図1 自動車パーツ意匠⁴⁾

(2) 判決の要旨

裁判所は、マレーシア意匠法3条(1)(b)(ii)に基づき、物品の形状又は輪郭の特徴が意匠の創作者によって不可欠な部分を構成することを意図している他の物品の外観に依拠している場

合には、「意匠」には含まれないとした上で、本件意匠の対象であるボンネット、フロントバンパー、リアバンパー及びフロントグリルは、自動車の不可欠な部分を構成すると意図されているものであり、かつ、その形状等の特徴は自動車の外観に依拠していることは明らかであると判断した。

さらに、裁判所は、マレーシア意匠法3条(1)(b)(ii)は、「must much」条項と呼ばれる英国意匠法(English Copyright Designs and Patent Act 1988(2001年改正前のもの))1条(1)(b)(ii)と類似の規定であることから、自動車のドアパーツに「must much」条項を適用した英国の判決⁵⁾を引用して、ボンネット、フロントバンパー、リアバンパー及びフロントグリルにも英国「must much」条項に類似しているマレーシア意匠法3条(1)(b)(ii)が適用されると判断し、本件意匠は「意匠」に該当せず、本件意匠の登録は無効であることを確認する判決を下した。

(3) 考 察

本判決は、ボンネット、フロントバンパー、リアバンパー、フロントグリル等の自動車パーツは自動車の不可欠な部分を構成すると意図されており、自動車の外観に依拠するものであるとして、マレーシア意匠法3条(1)(b)(ii)が適用されることを明確にした点で注目し値する。

マレーシア意匠法3条(1)では、「意匠」は、「工業上の過程又は手段によって物品に適用される形状、輪郭、模様又は装飾の特徴であって、視覚に訴え、視覚によって判断される完成物品の特徴」と定義され、「物品」は、「製造物品又は手工芸品をいい、個別に作成、販売される場合にはその一部も含む」と定義されていることから、いわゆる部分意匠は「意匠」に該当し、登録が認められるのが原則である。一方で、マレーシア意匠法3条(1)(b)(ii)では、当該部

分が①他の物品の不可欠な部分を構成することを意図されており、②他の物品の外観に依拠する場合には、当該部分は「意匠」には含まれないとしている。

このように法令上は明確に「部分意匠」の定義が規定されているものの、マレーシア意匠法3条(1)(b)(ii)の適用に関する司法判断が不足していたこともあり、マレーシア知的財産公社は、同条項の存在にもかかわらず、物品の部分に関する意匠も原則登録を認めていたのが本判決前の実務的な運用であると認識している。

本判決によって、マレーシア意匠法3条(1)(b)(ii)規定の要件を満たす部分意匠の登録が認められないということが明確にされたことから、今後はこの実務的な運用が変更され、同要件を満たす部分、特に自動車等の乗物のパーツに関する意匠登録出願が拒絶され、既に登録されている部分意匠が無効訴訟の対象になる可能性が高まったと言える。

2. 2 日本における部分意匠制度

わが国では、前述の通り、意匠法2条1項において「物品」に「物品の部分」が含まれることが明らかにされており、従って、部分意匠とは「物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合(物品の部分の形態)」と定義される。具体的には、意匠法の対象となる「物品」、すなわち、「生産され、市場において流通する有体物であり、それ自体独立して取引の対象となるもの」の部分であり、「物品全体の中で、一定の範囲を占める部分の形態」であり、かつ、「当該物品において、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分」と考えられる⁶⁾。自動車パーツについても、「部分意匠として意匠登録を受けようとする部分が明確」等の要件⁷⁾を満たせば、部分意匠として登録を認められることに障害はない(登録例:図2、図3)。

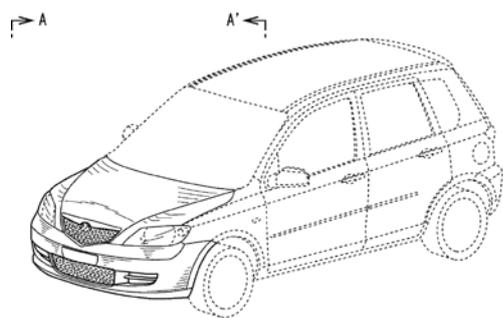


図2 自動車パーツの部分意匠⁸⁾



図3 自動車パーツの部分意匠⁹⁾

2.3 他のアセアン諸国における部分意匠制度

マレーシア以外のアセアン諸国のうち、日本企業の関心が高いシンガポール、タイ、インドネシア、フィリピン及びベトナムにおける部分意匠制度について、以下概説する。なお、各国の部分意匠制度に関する概要は表1のとおりである。

表1 アセアン諸国の部分意匠制度の概要

国名	法令上の登録の可否	実務上の登録の可否
マレーシア	○	○
シンガポール	○	○
タイ	×	△
インドネシア	△	○
フィリピン	△	○
ベトナム	×	○

(1) シンガポール

シンガポール意匠法(Registered Design Act (Chapter 266))は、マレーシア意匠法とほぼ同様の規定となっている。シンガポール意匠法2条(1)では、「意匠」は、「工業上の過程によって物品に適用される形状、輪郭、模様又は装飾の特徴」と定義され、「物品」にはその一部で個別に製造及び販売されるものを含むと規定されていることから、明確に部分意匠を認めている。その一方で、シンガポール意匠法2条(1)(b)(ii)では、ある物品が創作者によって不可欠な部分を構成すると意図されている他の物品の外観に依拠する形状又は輪郭の特徴は「意匠」に含まれないと規定されており、マレーシアと同様に、①他の物品の不可欠な部分を構成することを意図されており、②他の物品の外観に依拠する場合には、当該部分に関する意匠登録は認められないこととなっている。

もっとも、シンガポールにおいては、部分意匠に関する判例は多くなく、シンガポール知的財産庁(Intellectual Property Office of Singapore)には自動車パーツに関する意匠権が複数登録されていることから、実務上は自動車パーツを含む部分意匠の登録が認められているようである。

(2) タイ

タイ特許法(Patent Act B.E. 2522 (1979))には部分意匠に関する規定はなく、現地における一般的な理解としても部分意匠制度はタイでは採用されていない。そのため、自動車パーツ等、ある物品の一部分に関する意匠をタイで登録することはできないのが原則である。

(3) インドネシア

タイと同様にインドネシア意匠法(Law No. 31 of 2000 regarding Industrial Designs)にも部分意匠に関する規定はなく、現地における一

一般的な理解としても部分意匠制度はインドネシアでは採用されていない。もっとも、インドネシア意匠規則（Government Regulation No. 1 of 2005 regarding the Implementation of Law No. 31 of 2000 regarding Industrial Design）では、図面に実線で描かれた部分について保護し、保護を求めない部分については点線で描くことができる旨の規定があり、実際にもインドネシア知的財産総局（Directorate General of Intellectual Property of Indonesia）には自動車パーツを含む多くの部分意匠が登録されていることから、実務上は自動車パーツを含む部分意匠の登録も認められているものと考えられる。なお、インドネシアでは現在意匠法の改正作業が進められており、部分意匠の登録に関する規定が追加されるとの情報もあるため、今後の動向について注視する必要がある。

(4) フィリピン

フィリピン知的財産法（Intellectual Property Code (Republic Act No. 8293)）においても、部分意匠に関する規定はない。しかしながら、現地では、物品の一部に関する部分意匠の登録は認められると一般的に理解されており、実際にもフィリピン知的財産庁（Intellectual Property Office of the Philippines）には自動車パーツを含む多くの部分意匠が登録されていることから、実務上は自動車パーツを含む部分意匠の登録も認められているものと考えられる。

(5) ベトナム

ベトナム知的財産法（Law No. 50/2005/QH11 on Intellectual Property）においても部分意匠に関する規定はなく、現地における一般的な理解としても部分意匠制度はベトナムでは採用されていない。もっとも、ベトナム国家知的財産庁局（National Office of Intellectual Property of Vietnam）には自動車パーツを含む多

くの部分意匠が登録されていることから、実務上は自動車パーツを含む部分意匠の登録も認められているものと考えられる。

(6) まとめ

以上のとおり、部分意匠に関する規定が法令上明確に規定されている国はシンガポールとマレーシアのみであり、これらの国では原則として部分意匠の登録が認められており、例外的に当該部分意匠が①他の物品の不可欠な部分を構成することを意図されており、②他の物品の外観に依拠する場合には登録が認められないこととなっている。これはわが国の部分意匠と同様の取扱いであることから、原則として、シンガポール及びマレーシアで部分意匠の登録を行う場合には日本と同様の戦略を取ることで良い。

これに対して、インドネシア、フィリピン及びベトナムでは、意匠法に部分意匠に関する規定がなく、法律上は部分意匠が認められるか否かが不明であるものの、実務上は部分意匠の登録が認められている。そのため、部分意匠の登録出願を行った場合には登録が認められる可能性が高い。もっとも、登録が認められたとしても、事後的に無効訴訟の対象になる可能性も否定できず、部分意匠を利用した権利行使が認められないおそれがあることに留意しておく必要がある。

3. 機能的意匠

「機能的意匠」とは、ある物品の機能に関連する意匠を意味し、わが国では意匠法5条3号において「物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠」は意匠登録を受けることができないと規定されている。これは、物品の機能を確保するために不可欠な形状は、本来特許又は実用新案によって保護されるべきであり、意匠によって保護されることになれば、意匠法が保護を予定しない技術的思想の創作に

対して排他的独占権を付与するとの同様の結果を招くことになり、このような弊害は部分意匠を保護の対象とすることにより顕在化する可能性があるとして、部分意匠制度の導入を決めた平成10年の意匠法改正の際に部分意匠制度と併せて追加された¹⁰⁾。

機能のみに基づく機能的意匠の保護の除外は、部分意匠制度を導入している多くの国で採用されている。

3. 1 マレーシアにおける判例の考察

(1) 事案の概要

原告は、世界中で飲料の製造および販売を行っている米国法人であり、マレーシア知的財産公社にペットボトルに関する図4の意匠を含む複数の意匠（以下、本項において「本件意匠」という）を登録していた。

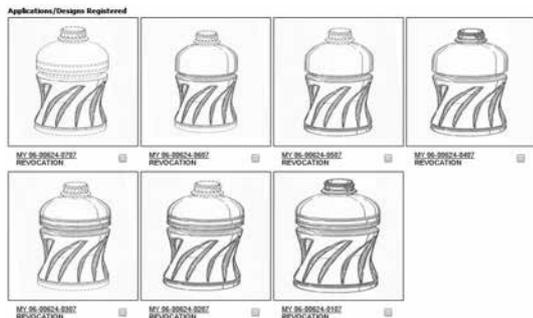


図4 原告ペットボトル意匠¹¹⁾

一方、被告も東南アジアを中心に飲料の製造および販売を行っており、マレーシア知的財産公社にペットボトルに関する図5の意匠（以下、本項において「対象意匠」という）を登録していた。



図5 被告ペットボトル意匠¹²⁾

原告は、対象意匠が本件意匠を侵害しているとして、対象意匠の取消し、対象意匠を使用したペットボトル（以下、本項において「対象商品」という）の使用差止め及び没収並びに損害賠償を求めてクアラルンプール高等裁判所に訴訟を提起した。これに対し、被告は、本件意匠の取消しを求める反訴を提起した。

(2) 判決の要旨

高等裁判所は、本件意匠と対象意匠が類似しており、対象意匠が本件意匠を侵害しているとして、対象意匠の取消し、被告による対象商品の使用差止め、対象商品及び関連資料の没収並びに損害賠償を命じ、被告の反訴を棄却する判決を下した。

これに対し、被告は、本件意匠は、マレーシア意匠法における「意匠」に該当せず、かつ、新規性がないことから無効であると主張し、マレーシア控訴裁判所に控訴した¹³⁾。

控訴裁判所は、マレーシア意匠法3条(1)において、「意匠」は「完成した物品において、視覚に訴え、視覚によって判断されるもの」と定義されており、ここで言う「視覚」とは当該物品に関して知識を有し、教育を受けている者の視覚を意味すると判示した。その上で、本件意匠は、ペットボトルに高温の飲料を注入し、その後温度が下がるにつれてペットボトルが変形することを防ぐ専門的な構造に関連していることから、通常の商品購入者ではなく、ペットボトルの製造に従事している者の視覚を基準にするべきであるとし、通常の商品購入者の視覚を基準にした第一審の判断を覆し、本件意匠がペットボトルの製造に従事している者の視覚に訴え、視覚によって判断される特徴を有していることについての立証がなされていないと判断した。

更に、控訴裁判所は、マレーシア意匠法3条(1)(b)(i)では、「当該物品が果たすべき機能

によってのみ」当該物品の形状等が決定付けられる場合には、当該形状等の特徴は「意匠」には含まれないとしており、意匠の対象となっている特徴がある機能を実現することのみを目的として創作された場合にこの要件に該当することとなり、意匠登録は認められなくなると判示した。その上で、本件意匠の特徴は、6枚の真空パネル、その上下にある補強リブ、中央やや上部の凹み部分にある重めのリブ及び底の中央にあるくぼみ等であり、これらの特徴はペットボトルに高温の飲料を注入し、その後温度が下がるにつれてペットボトルが変形することを防ぐ機能を満たすことのみを目的としてデザインされていることから、本件意匠はペットボトルが果たすべき機能によってのみ決定付けられているとし、本件意匠の有効性を認めた第一審の判断を覆し、本件意匠はマレーシア意匠法における「意匠」には該当しないと判断した。

なお、原告は、本件意匠の特徴は、被告の主張のとおり6枚の真空パネル、その上下にある補強リブ、中央やや上部の凹み部分にある重めのリブ及び底の中央にあるくぼみ等であるものの、本件意匠では真空パネルが斜めに配置されており、たとえ真空パネルが垂直に配置されていたとしても温度変化によるペットボトルの変形を防ぐことができるのであるから、本件意匠は当該物品が果たすべき機能によってのみ決定付けられているわけではないと主張した。これに対し、控訴裁判所は、「当該物品が果たすべき機能によってのみ決定付けられる」と判断するためには、当該機能が対象となっている意匠の形状等によってのみ実現できる必要はなく、他の形状等でも当該機能を実現できる場合であっても「当該物品が果たすべき機能によってのみ決定付けられる」と判断することができる」と判示している。

以上から、控訴裁判所は、本件意匠はマレーシア意匠法における「意匠」の定義に該当せず、

本件意匠は無効であり、被告による本件意匠の意匠権侵害は成立しないとして、第一審判決を破棄し、原告の訴えを棄却し、被告の反訴を認容する判決を下した。

(3) 考 察

本判決は、機能のみに基づく機能的意匠の保護除外に関するマレーシア意匠法3条(1)(b)(i)の適用を明確に認めた判決であり、同条項のあてはめについての裁判所の判断基準が示されている点で注目値する。

マレーシア意匠法3条(1)(b)(i)は、「当該物品が果たすべき機能によってのみ決定付けられる」意匠は、マレーシア意匠法上の「意匠」には含まれないと規定している。この保護除外規定の適用について、裁判所は、対象となっている形状等の特徴がその物品のある機能を実現すること『のみ』を目的としているか否かによって判断するとし、当該形状等によってのみその機能を実現できるという関係性は必要なく、他の形状等でその機能を実現できる場合であっても、当該保護除外規定が適用されることを明確にした。

マレーシア意匠法3条(1)(b)(i)の具体的なあてはめに関する司法判断は多く存在していなかったため、どのような場合に「当該物品が果たすべき機能によってのみ決定付けられる」かについては判断が難しいところであったが、本判決によってある程度具体的な判断基準が示されたことから、今後は本判決に示された判断基準に従って機能的意匠の登録の可否を判断することができるようになった。

3. 2 日本における機能的意匠制度

わが国では、前述の通り、意匠法5条3号において「物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠」は意匠登録を受けることができないと規定されている。具体的には、

「物品の技術的機能を確保するために必然的に定まる形状（必然的形状）からなる意匠」がこの一類型とされ、「必然的形状」に該当するか否かは、「その機能を確保できる代替的な形状が他に存在するか否か」、「必然的形状以外の意匠評価上考慮すべき形状を含むか否か」を考慮して、「意匠の構成要素である模様、色彩の有無を問わず、物品の技術的機能を体現している形状のみに着目して判断する」とされる¹⁴⁾。実際の適用にあたっては、マンホール蓋に関する部分意匠の意匠登録（図6）の有効性が争われた事案で、「物品の形態は、機能的な要請に基づくものであっても、同時に、その意匠的效果をもたらすことは当然であるから、意匠審査基準にも記載されているが、「その機能を確保できる代替的な形状が他に存するか否か。」を考慮して、厳格に適用するのが相当である」と述べた審決があり¹⁵⁾、特許庁はその適用には抑制的であると考えられる。



図6 マンホールの蓋に関する部分意匠¹⁶⁾

3.3 他のアセアン諸国における機能的意匠制度

以下、マレーシア以外のアセアン諸国における機能的意匠の保護について、概説する。

(1) シンガポール

シンガポール意匠法は、マレーシア意匠法とほぼ同様の規定となっており、シンガポール意匠法2条(1)において、物品の形状や輪郭の特徴が「その物品が果たさなければならない機能によってのみ特定される場合」には、「意匠」に含まれないとしている。

裁判所も、図7のアイソレーターの意匠に関する意匠権侵害訴訟¹⁷⁾において、アイソレーターのTV・FMポートの直径と2つのポート間の幅は国際的な基準によって決まっており、これに従わなければアイソレーターの持つ機能が果たされないものであり、かつ、業界の実務としてポートは本体から突き出すような形とし、直角のジャックプラグはスペアのケーブルを巻きつけられるような形状にするのが常識であることから、これらの特徴のみから構成されている原告の意匠は、シンガポール意匠法2条(1)(b)(i)に定める機能のみに基づく機能的意匠に該当し、シンガポール意匠法における「意匠」に該当しないとして、当該意匠を取消す旨の判決を下した。

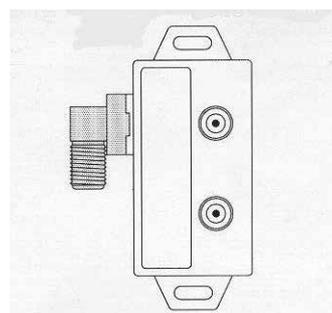


図7 アイソレーター意匠¹⁸⁾

更に、裁判所は、前述のマレーシアにおける判決と同様、当該物品が果たすべき機能によってのみ決定付けられると判断するためには、当該機能が対象となっている意匠の形状等によってのみ実現することができる必要はなく、他の形状等であっても当該機能を実現できる場合でも差し支えないと述べている。

このように、機能のみに基づく機能的意匠の保護除外について、シンガポールとマレーシアは同様の制度を有していると言える。

(2) タイ

シンガポール及びマレーシアとは異なり、タ

イ特許法には機能のみに基づく機能的意匠の保護除外に関する規定はない。しかしながら、自転車の泥除けに関する意匠権侵害訴訟¹⁹⁾において、タイ最高裁判所は、対象となっている意匠は芸術的な目的ではなく、実用目的のためにデザインされたものであることから、当該意匠は無効であると判断しており、シンガポール及びマレーシアと同様に機能のみに基づく機能的意匠は保護の対象とはならないと考えられる。

(3) インドネシア

タイと同様に、インドネシア意匠法にも機能のみに基づく機能的意匠の保護除外に関する規定はなく、これに関する裁判例も見当たらないことから、機能のみに基づく機能的意匠の登録が認められるか否かは明らかではない。

(4) フィリピン

インドネシアとは異なり、フィリピン知的財産法では、意匠保護のための実体的条件として、第113条2項において、「技術的な結果を得るための技術的若しくは機能的考察によって必然的に決定付けられる意匠」は保護されないと規定しており、機能のみに基づく機能的意匠の保護を認めていない。定義はマレーシアやシンガポールと若干異なるものの、その趣旨は両国と同様であると考えことができ、フィリピンにおいても機能のみに基づく機能的意匠は保護の対象とはならない。

(5) ベトナム

ベトナム知的財産法においても、64条1項において、「製品の技術的特徴によって決定付けられる製品の外観」は意匠として保護されないと規定しており、機能のみに基づく機能的意匠の保護を認めていない。ベトナムにおいても、定義はマレーシアやシンガポールと若干異なるものの、その趣旨は両国と同様であると考え

ことができ、ベトナムにおいても機能のみに基づく機能的意匠は保護の対象とはならない。

(6) まとめ

以上のとおり、タイとインドネシアを除く国においては、機能のみに基づく機能的意匠の保護除外規定が法令上明確に規定されており、タイにおいても判例上機能のみに基づく機能的意匠を保護の対象から除外している。これはわが国の機能的意匠と同様の取扱いであることから、これらの国では機能のみに基づく機能的意匠の登録は認められないのが原則であり、これに該当する意匠は無効訴訟の対象とすることもできるものと考えられる。

一方、インドネシアにおいては機能のみに基づく機能的意匠の取扱いは不明確であると言わざるを得ない。

4. おわりに

アセアン諸国における「部分意匠」及び「機能的意匠」に関する制度は未だ発展途上にあると言え、実務上の運用も不確定な要素が多いのが現状であるものの、アセアン諸国において事業活動を行う日本企業にとって模倣品はもはや看過できない問題であり、模倣品対策に部分意匠や機能的意匠制度の活用は非常に有益である。本稿が、日本企業による部分意匠や機能的意匠を活用した積極的な模倣品対策の一助になれば幸いである。

注 記

- 1) 日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部発行、TMI Associates (Singapore) LLP協力、「特許庁委託事業 ASEAN各国における産業財産権の権利化に係る費用及び期間に関する調査」参照
- 2) 特許庁、「部分意匠導入の趣旨」参照
http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_ishou/bubun_isyousu/bubun_ishou_dounyu.htm

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 3) *Veresdale Ltd v Doerwyn Ltd* [2014] 1 LNS 495
 - 4) マレーシア知的財産公社データベースより抜粋
 - 5) *Ford Motor Company Limited and Iveco Fiat Spa's Design Application* [1993] R.P.C 399
 - 6) 特許庁, 「意匠審査基準」第2部I.2.
 - 7) 前掲注6) 第2部I.4.
 - 8) 意匠登録第1260814号, 特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) データベースより抜粋
 - 9) 意匠登録第1474237号, 前掲注8)
 - 10) 特許庁, 「平成10年改正意匠法 意匠審査の運用基準」第1部V参照
<https://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/i53.pdf>
 - 11) 前掲注4)
 - 12) 前掲注4)
 - 13) *F&N Dairies (Malaysia) Sdn Bhd & Others v Tropicana Products, Inc.* [2013] 1 LNS 380
 - 14) 前掲注6) 第4部41.1.4
 - 15) 無効2004-35078, 2005年3月15日審決
 - 16) 意匠登録第1154092号, 前掲注8)
 - 17) *Nagasima Electronic Engineering Pte Ltd v APH Trading Pte Ltd* [2005] SGHC 59
 - 18) 英国知的財産庁データベースより抜粋
 - 19) *Magic Cycle Industrial Co., Ltd. v ANT Commercial Co., Ltd. & Others* 11133/2553
URL参照日は全て2017年7月7日
- (原稿受領日 2017年6月15日)

